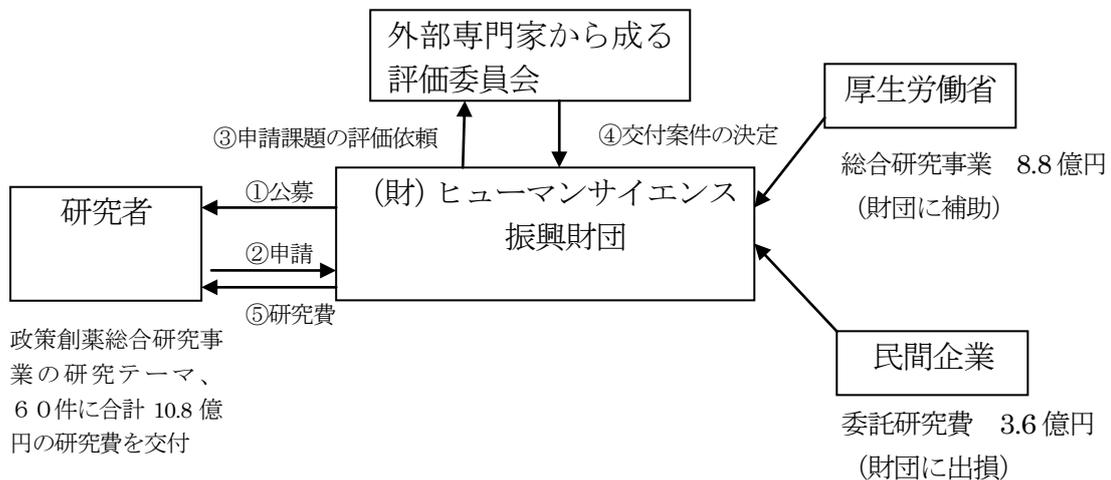


(財) ヒューマンサイエンス振興財団
の論点等について

主要な論点

- 1 厚生労働科学研究費補助事業（政策創薬総合研究事業）による補助について、厚生労働省が直接研究者に補助するのではなく、当該法人にいったん補助を行い、当該法人が民間企業からの委託研究費と合わせて、研究テーマごとに研究者を選定して研究者に補助を行うという方式の合理性をどう考えるか。

（概念図）ヒューマンサイエンス振興財団による政策創薬総合研究事業（平成20年度）



- 2 独立行政法人医薬基盤研究所が難病等研究資源バンク事業で作出した細胞株や遺伝子を（財）ヒューマンサイエンス振興財団に、技術支援料を対価として提供し、同財団から国内外の研究機関に細胞・遺伝子の分譲がなされている。

この共同事業については、医薬基盤研究所がヒューマンサイエンス振興財団とのみ契約を締結しているが、適切か。

（次ページに続く）

《共通事項（全法人）》

○ 当該法人の事務・事業に対する委託費等の国からの財政支出が適正な額であるか。事務・事業の実施に当たって冗費（ムダ）はないか。

○ 当該法人の組織は、当該法人の事務・事業を実施するために適切かつ効率的な体制であるか。また、管理部門の体制は過大となっていないか。

（参考）役職員の状況（平成22年4月1日現在）

・役員数34名

〔会長1名（非常勤）、理事長1名（非常勤）、専務理事1名（常勤）、

常任理事4名（非常勤）、理事25名（非常勤）、監事2名（非常勤）〕

うち国家公務員OB2名〔理事長1名（非常勤）、専務理事1名（常勤）〕

・職員数16名（うち国家公務員OB1名）

この他非常勤職員7名

管理部門比率 21.7%（5/23）

○ 不必要な余剰資産などを抱えていないか。内部留保、積立金が過剰ではないか。

（参考）

（万円）

現預金 （流動資産）*1	有価証券	固定資産 （土地・建物等）	積立金・ 引当金等 *2	その他 *3	計
37,111	0	82,316	4,352	13,744	137,523

*1 補助金未使用分の預り金 23,409万円を含む。

*2 退職給与引当 3,624万円を含む。

*3 基本財産 10,819万円を含む。

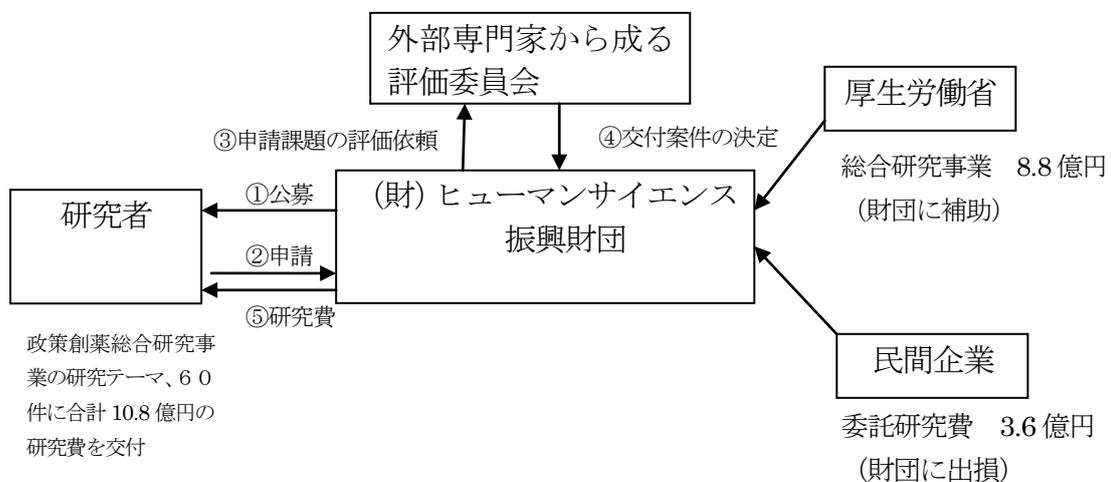
※内部留保率：▲13%

（次ページに続く）

《厚生労働科学研究費補助事業》

- 厚生労働科学研究費補助事業（政策創薬総合研究事業）による補助について、厚生労働省が直接研究者に補助するのではなく、当該法人にいったん補助を行い、当該法人が民間企業からの委託研究費と合わせて、研究テーマごとに研究者を選定して研究者に補助を行うという方式の合理性をどう考えるか。

（概念図） ヒューマンサイエンス振興財団による政策創薬総合研究事業（平成20年度）



（参考） ヒューマンサイエンス振興財団による政策創薬総合研究事業

(1) 事業趣旨

政策的に重要であるが、産業界の自主努力のみでは研究開発の促進が図られないような領域について、優れた医薬品・医療機器の開発を行うため、官民の研究資源等を結合し、画期的・独創的な医薬品等の創製のための技術開発の研究助成を行うもの。

(2) 採択テーマ（平成20年度）

件数 60件（官民共同 40件）

主な研究テーマ 先端技術を応用した製剤の品質確保と評価に関する研究
自己免疫疾患に対する蛋白性医薬品の創出戦略とその応用に関する研究

(3) 財団からの研究者への補助総額 10.8億円（うち国費7.2億円）（平成20年度）

(4) 事業実施に財団で要した事務経費 1.5億円（平成20年度）

（次ページに続く）

- 当該法人に対する厚生労働科学研究費補助事業（政策創薬総合研究事業）による補助は、同財団を通じて研究者に補助する仕組みとなっているが、その理由に合理性はあるか。

国が助成先を競争的に選定する資金補助にできないか。

（参考）厚生労働科学研究費補助事業（政策創薬総合研究事業）の概要

（１）事業趣旨

政策的に重要である民間のみでは研究開発の促進が図られない分野について、画期的・独創的医薬品等の創製に資する中核技術の開発の推進等厚生科学研究基盤の整備を図ることを目的とする研究

（２）採択テーマ数（平成 20 年度）

22名の研究者及び（財）ヒューマンサイエンス振興財団。

（３）予算額（平成 20 年度）

全体で 15.2 億円（うち、ヒューマンサイエンス財団あて 8.8 億円）

- 当該法人が資金交付している研究は、個別企業で担うことのできない研究分野に関する研究テーマの設定や研究採択の公平性が担保されているか。また、当該研究事業の成果は出ているのか。

- 当該法人の行っている厚生労働科学研究費補助事業（政策創薬総合研究事業）については、創薬の共通基盤となる研究であり、成果が出た場合は、直接的には民間企業がその受益者となるため、民間企業の委託研究費の負担割合を高めるべきではないか。

（参考）

全体 10.8 億円 （A）

うち、政策創薬総合研究事業（国からの補助金額） 7.2 億円

うち、民間企業からの委託研究費 3.6 億円 （B）

B/A 33%

（次ページに続く）

- 当該法人の行っている厚生労働科学研究費補助事業（政策創薬総合研究事業）は、革新的な医薬品等の開発のための共通基盤となる技術についての研究であるが、独立行政法人医薬基盤研究所がファンディング・エージェンシーとして実施している基礎研究推進事業（画期的な医薬品等の開発に結びつく基礎研究を行う研究者に対する助成）と重複はないか。創薬に向けた基盤研究に対する国の関与を一元化し、個別企業では実施できない分野に、より戦略的かつ効果的に重点化できないか。

（参考）独立行政法人医薬基盤研究所による基礎研究推進事業

医薬基盤研究所は、基礎研究と企業による研究開発を橋渡しする基盤的技術研究を自ら実施しているほか、ファンディング・エージェンシーとして基礎研究推進事業（画期的な医薬品等の開発に結びつく基礎研究を行う研究者に対する助成）、希少疾病用医薬品等開発振興事業（医療上の必要性が高いにもかかわらず、患者数が少ないことから、研究開発の投資回収が難しく、十分な研究開発が進んでいない医薬品等の研究開発に対する支援）等を実施している。

行政刷新会議による事業仕分けWGにおいて、医薬基盤研究所の行う基礎研究推進事業と希少疾病用医薬品等開発振興事業は、「国等が実施し、事業規模は現状維持」とされた。

《研究推進事業（リサーチレジデントの派遣等）》

- 当該法人では、厚生労働科学研究費補助事業として採択された研究について、主任研究者だけでは研究の遂行が困難なものも少なくないため、主任研究者を補助する若手研究員（リサーチレジデント）を研究者の元に派遣し、研究に従事させる等の研究推進事業を行っている。国の事業採択を競争的資金にできないか。

（参考1）ヒューマンサイエンス振興財団の行う厚生労働科学研究費補助推進事業

- ・政策創薬総合研究推進事業 3.1億円（平成22年度計画額）
- ・テーラーメイド研究推進事業 1.7億円（平成22年度計画額）
- ・再生医療実用化研究推進事業 0.3億円（平成22年度計画額）

（次ページに続く）

《厚生労働大臣認定 T L O 事業》

- 当該法人が平成 15 年度に同事業を開始して以来、既に一定年数を経過しているところであり、特許等の実施許諾による企業からの契約料や実施料、登録会員からの会費を増加させることにより、国からの補助金を縮減することはできないのか。

(参考 1) 認定 T L O 事業の概要

① T L O 法の目的

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年 5 月 6 日法律第 52 号）（T L O 法）は、大学等から生じた研究成果の産業界への移転を促進し、産業技術の向上及び新規産業の創出を図るとともに大学等における研究活動の活性化を図ることを目的とする。

② 認定の法的根拠

国（試験研究機関）及び独立行政法人が保有する研究成果を譲り受けて、その事業化を行う民間事業者に対し実施許諾等を行う技術移転機関のうち、一定の要件を満たすものとして T L O 法に基づき、所管する大臣が認定。

大学法人の技術移転については、文部科学大臣及び経済産業大臣が実施計画の「承認」を行うのに対し、国の試験研究機関、独立行政法人については、所管大臣が「認定」を行うこととされている。

③ 認定要件（T L O 法第 12 条第 1 項）

- ・ 技術移転事業を適確かつ円滑に実施できる能力を有すること
- ・ 発明等を自ら実施しないこと
- ・ 実施候補先企業への情報提供につき特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをしないこと

④ 認定の効果

特許料（維持料）（特許法第 107 条第 2 項の規定を準用）及び手数料（出願手数料、審査請求手数料等すべて）（特許法第 195 条第 4 項の規定を準用）の免除

(参考 2) 他省庁の認定 T L O

	認定 T L O	関係機関等
経済産業省	(財) 日本産業技術振興協会産総研イノベーションズ	(独) 産業技術総合研究所
農林水産省	(社) 農林水産技術情報協会	農林水産省所管の研究機関等
総務省	(財) テレコム先端技術研究支援センター	(独) 情報通信研究機構

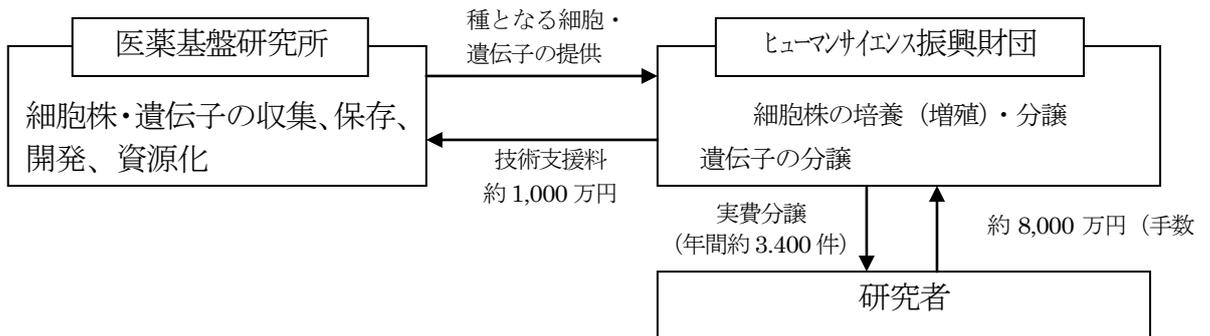
(次ページに続く)

《研究資源供給事業について》

- 独立行政法人医薬基盤研究所が難病等研究資源バンク事業で作出した細胞株や遺伝子を当該法人に技術支援料を対価として提供し、同財団から国内外の研究機関に細胞・遺伝子の分譲がなされている。

この共同事業については、医薬基盤研究所が当該法人とのみ契約を締結しているが、適切か。

(平成20年度)



(参考) 行政刷新会議WGの指摘 ((独) 医薬基盤研究所)

(1) 基盤的技術研究

(2) 生物資源研究

事業規模は縮減。当該法人と厚労省、特定法人との関係等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業の重点化、事業主体の一元化という視点で見直し。